

京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第48号

京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会規程の一部を改正する規程
京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第5条 委員会の庶務は、自動車部 <u>営業課</u> において行う。	(庶務) 第5条 委員会の庶務は、自動車部 <u>管理課</u> において行う。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)